明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第三条第六号の改正規定及び次条第一項の規定　平成二十七年十月一日

二　第三十条の改正規定及び附則第四条の規定　平成三十年一月一日

（経過措置）

第二条　改正後の相続税法施行令第三条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年十月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2　改正後の相続税法施行令第三条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

（たばこ特別税に関する政令の一部改正）

第三条　たばこ特別税に関する政令（平成十年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の項中「第三条第七号」を「第三条第一項第七号」に改める。

（保険業法施行令の一部改正）

第四条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第五十九条第一項第一号」の下に「及び第二項」を加える。

消費税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

消費税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに同法附則及び消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部改正）

第一条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「おいて、」を「おいて」に改め、「「事業者」」の下に「、「国外事業者」」を、「「資産の譲渡等」」の下に「、「特定資産の譲渡等」、「電気通信利用役務の提供」を、「、事業者」の下に「、国外事業者」を、「、資産の譲渡等」の下に「、特定資産の譲渡等、電気通信利用役務の提供」を加え、同条第三項中「おいて、」を「おいて」に、「行為」を「行為（当該行為のうち、電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。）」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（特定役務の提供の範囲）

第二条の二　法第二条第一項第八号の五に規定する政令で定める役務の提供は、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供（当該国外事業者が不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除く。）とする。

第三条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第五項において同じ。）」を加える。

第五条中「相当する金額」の下に「、当該資産に係る同項に規定する特定課税仕入れに係る支払対価の額」を加える。

第六条第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とする。

第七条中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第九条第一項第三号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「時期」を「時期等」に改める。

第十四条の二第三項第二号中「第二十二項」を「第二十三項」に改め、「夜間対応型訪問介護」の下に「、地域密着型通所介護」を加え、同項第五号中「第十一項」を「第九項」に改め、「介護予防訪問介護」及び「、介護予防通所介護」を削り、「介護予防訪問介護等」を「介護予防訪問入浴介護等」に改め、「いう。」の下に「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下この項において「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条（介護予防サービスに係る保険給付に関する経過措置）及び第十四条第二項（介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法（次号及び第十二号において「旧介護保険法」という。）の規定に基づく介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護」を加え、同項第六号中「介護予防訪問介護等又はこれに」を「介護予防訪問入浴介護等又はこれに相当するサービス並びに医療介護総合確保推進法附則第十一条及び第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護保険法の規定に基づく特例介護予防サービス費の支給に係る介護予防訪問介護及び介護予防通所介護又はこれらに」に改め、同項第七号中「第八条の二第十五項から第十七項まで」を「第八条の二第十三項から第十五項まで」に改め、同項第十二号中「介護保険法」の下に「の規定に基づく地域支援事業として居宅要支援被保険者等に対して行われる介護予防・日常生活支援総合事業に係る資産の譲渡等（厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに限る。）及び医療介護総合確保推進法附則第十四条第